

## 新型コロナウイルス感染拡大防止について

今月16日に緊急事態宣言が全国に拡大し、18日には米子市、鳥取市で県内2例目・3例目の感染者が確認されました。全国的にも感染者が増えている中、治療及び感染拡大防止に従事しておられる関係各位に感謝申し上げます。また、罹患された方にお見舞い申し上げますとともに、不幸にも命を落とされた方のご冥福をお祈りいたします。

今回の事態を受けまして、鳥取県司法書士会としても、既に行っている事務局でのアルコール消毒及びマスク着用に加えて以下のとおりの措置を決定しました。

1. 面談相談事業、他団体の相談事業への相談員の派遣、公民館や高校への講師派遣は、当面中止する。
2. 集合形式の研修会、各部会・委員会は当面開催を見合わせ、インターネット等を利用した方法に切り替える。
3. 理事会・総会等の必要不可欠な会議を開催する場合には、出席者間の距離を確保し、マスク着用、換気を徹底する。

これに伴い、既にご予約をいただいている相談会等の利用者の方には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。なお、直接の接触を必要としない、常設電話相談事業は、平日午後1時から4時まで今まで通り継続しますので、ご活用ください。

また、鳥取県内の関係各所においても次のとおりの取り扱いがされておりますので、各司法書士事務所に業務を依頼される場合は、くれぐれもご留意ください。

1. 法務局においては、今月20日から職員の50%の出勤制限が行われています。
2. 裁判所においては、裁判・調停の期日や成年後見等申立時の面接の期日が順次延期されています。
3. 各司法書士事務所においても、職員の出勤制限やテレワークの導入が行われる可能性があります。

これに伴い、各業務の処理が通常よりも遅くなることが予想されます。登記・裁判等司法書士への業務の依頼を検討中の方は、早めにご依頼いただきますよう、よろしく申し上げます。

鳥取県司法書士会としましても、会員司法書士としましても、国民の権利擁護のため、必要な業務はできるだけ行うべく努力を続ける一方、全国規模の対応が必要な状況に鑑み、諸々の対応を進めております。今後の感染拡大状況を踏まえて、事務局職員の出勤制限等、追加の対応をする場合もあります。その際には、また、当会のwebサイト等でご案内をいたします。

結びになりますが、平素より鳥取県司法書士会や会員司法書士へご依頼・ご支援をいただいている関係各位やこの文章を最後まで読んでいただいたすべての方に感謝申し上げます、引き続きのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

令和2年4月20日

鳥取県司法書士会 会長 山本健一